

ひ た
障がい福祉
地域ガイドブック

地域での生活
応援します！

令和6年2月

日田市 障がい者 基幹相談支援センター

【 目 次 】

★障がいのある方の生活や相談についての相談窓口

P1 日田市役所／一般相談／基幹相談支援センター

P2 保健所／社会福祉協議会／民生委員・児童委員
／障害者相談員／就労等の相談／ハローワーク

P3 中津児童相談所／障がい者の虐待等の窓口／障害者虐待防止法をご存じですか

★障害福祉サービスの利用

P4 サービスの種類／サービス利用の対象者／その他

★障害福祉サービスの利用手続き

P5 障害福祉サービス利用の流れ

★障害福祉サービスの内容

P6 日中活動のサービス／住まいのサービス

P7 お家で受けられるサービス／障害支援区分／障害児通所支援・施設入所支援

P8 相談支援

P9 地域生活支援事業

P10 その他：給付・助成等

P11 その他：手当て・年金等／障害者手帳

★障害者手帳別サービス一覧

P12 障害者手帳別サービス一覧

★障がいのある方の生活や福祉についての相談窓口

※障がいのある方の生活や福祉について、次の窓口にご相談ください。

全般的な相談

○日田市役所

障がいのある方の福祉に関し、各種ご相談と必要な支援を行います。

各振興局で手続きができるものがあります。

- ・日田市社会福祉課障害福祉係

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号 市役所1階

電話 0973-22-8290 / FAX 0973-22-8258

- ・日田市天瀬振興局 電話 0973-57-8201 / FAX 0973-57-9786

- ・日田市大山振興局 電話 0973-52-3101 / FAX 0973-52-3285

- ・日田市前津江振興局 電話 0973-53-2111 / FAX 0973-53-2269

- ・日田市中津江振興局 電話 0973-54-3111 / FAX 0973-54-3115

- ・日田市上津江振興局 電話 0973-55-2011 / FAX 0973-55-2305

○一般相談

市が委託した市内3事業所の相談支援専門員が、みなさんのご相談をお受けします。

市と連携して、サービスの利用等必要な支援を行います。

- ・地域生活支援センター Bee すけっと

〒877-0012 日田市淡窓1-2-5 電話 0973-27-6251 / FAX 0973-27-6250

- ・相談支援事業所 はぎの

〒877-0012 日田市淡窓1-53-5 電話 0973-24-2451 / FAX 0973-24-2454

- ・相談支援事業所 ポノ

〒877-0026 日田市田島本町5-30 第2エトービル2号

電話 0973-28-5384 / FAX 0973-28-5384

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制強化の取り組み等を行います。

※毎月 上津江・中津江・前津江・大山・天瀬にて巡回相談を行っています。

(日程は「広報ひた」をご覧ください)

- ・日田市障がい者基幹相談支援センター

〒877-0013 日田市元町13-20 103号 電話 0973-28-5544 / FAX 0973-28-5546

○保健所

難病や精神保健福祉等に関する相談に応じ、必要な支援機関につなげています。

また、医療、保健・福祉の関係者の資質の向上のための研修会や連携会議等のネットワークづくりを行っています。

・大分県西部保健所

〒877-0025 日田市田島2丁目2番5号 電話 0973-23-3133 / FAX 0973-23-3136

○社会福祉協議会

障がいのある方が適切に福祉サービスを利用できるように支援し、預貯金の払戻しや各種支払い手続きの代行など日常的な金銭の管理を行います。関係行政機関と連携し、社会福祉の増進に努めています。

・日田市社会福祉協議会

〒877-0003 日田市上城内町1-8 日田市総合保健福祉センター内

電話 0973-24-7026 / FAX 0973-24-3452

○民生委員・児童委員

障がいのある方や児童をはじめ、高齢者、母子、低所得の家庭の方の相談に応じ、援助を行い、関係行政機関と連携し、社会福祉の増進に努めています。

○障害者相談員（身体：4名、知的：2名、精神2名）

障がいのある方の相談に応じ、地域生活の支援を行います。市長が業務を委嘱しています。

（相談員：身体障がいのある方、知的障がいのある方の保護者、精神障がいのある方の家族等）

○就労等の相談

障害のある方が地域の中で安心して働き、自立した生活を送るために必要な支援をしています。働くための準備支援、職場実習のあっせん、就職後のフォローをしています。

また、働いている方でも職場での悩みや生活上の悩み等の相談ができます。

・障がい者就業・生活支援センターはぎの

〒877-0012 日田市淡窓1-53-5 電話 0973-24-2451 / FAX 0973-24-2454

○ハローワーク

障がいのある方の就職や雇用のご相談、障がいの種別・程度に応じたきめ細やかな職業相談を行っています。

障がいのある方を雇用する際の助成金制度のご案内や、事業主と障がいのある方の相互理解を進め、雇用機会を確保します。※助成金制度の実施には、事業主や雇用契約について条件があります。

・ハローワーク日田

〒877-0012 日田市淡窓1-43-1 電話 0973-22-8609 / FAX 0973-23-4163

○大分県中津児童相談所

18歳未満の児童のさまざまな問題に、児童福祉司や児童心理司などの職員が相談に応じ、知的障がいの程度の判定や療育に関する支援などを行います。また、児童福祉施設への入所決定等を行います。

(児童相談所では365日24時間、電話を設置しています。下記の電話をご利用ください)

・大分県中津児童相談所

〒871-0024 中津市中央町1-10-22 電話 0979-22-2025/FAX 0979-23-5935

○障がい者の虐待等の窓口

障がいがある方への虐待などの相談、通報の窓口です。

・障害者虐待防止センター（日田市 社会福祉課 障害福祉係）

〒877-8601 日田市田島2-6-1 市役所1階

電話 0973-22-8290/FAX 0973-22-8252

・地域生活支援センター Bee すけっと

〒877-0012 日田市淡窓1-2-5 電話 0973-27-6251/FAX 0973-27-6250

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）をご存じですか。

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を否定するもので、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要です。

☆障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等の施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護を図ることを目的としています。

※障がい者虐待とは？

定義…①養護者 ②障害福祉施設従事者等 ③使用者 による虐待です。

形態…①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放置 ⑤経済的虐待 です。

※「何人も障がい者を虐待してはならない」「障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者の通報義務」「障がい者虐待の早期発見の努力義務」などが規定されています。

★障害福祉サービスの利用

「障害者総合支援法」、「児童福祉法」により、障がいのある方等が障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）や難病等（特定疾患）にかかわらず、共通の福祉サービスの中から必要なサービスを利用する制度です。

障がいのある方等、自らが利用したいサービスや施設を選択し、サービス提供事業所と契約を結んでサービスを利用することができます。

【サービスの種類】

○自立支援給付（障害者総合支援法）

- ・介護給付…日常生活に必要な支援を受けられるサービス。
 - ・訓練等給付…自立した生活に必要な知識や技術を身に付ける訓練のためのサービス。
- ※家庭などで利用できる「お家で受けられるサービス」、入所施設などで昼間に利用できる「通いのサービス」、施設に入所して利用できる「住まいのサービス」に分かれます。

○障害児通所支援・施設入所支援（児童福祉法）

障がい児を対象とするサービスです。

○相談支援

- ・計画相談支援…サービス等利用計画の作成等（障害者総合支援法）
- ・障害児相談支援…障害児支援利用計画の作成等（児童福祉法）
- ・地域相談支援…地域生活への移行・定着を図る支援等（障害者総合支援法）

○地域生活支援事業（障害者総合支援法）

障がいのある方のニーズ等により、市町村が地域の実情に応じた事業を決定し、実施します。

【サービス利用の対象者】

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・療育手帳をお持ちの方 [ない場合は、知的障害者更生相談所の意見により決定]
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
[ない場合は、障がいがある事由の年金受給の証明書類、自立支援医療受給者証（精神通院に限る）、
医師の診断書（ICD-10コードの記載など精神障がい確認できるもの）等]
 - ・難病等対象者 [特定疾患医療受給者証、医師の診断書等]
 - ・障がい児 [障害者手帳、特別児童扶養手当等受給の証明書類]
[手帳を有しない又は手当等を受給していない場合は、市町村が対象となる障がいを有するかを確認
するか、必要に応じ児童相談所に意見を求めて確認する]
- ※医師の診断書等が必要な場合があります。

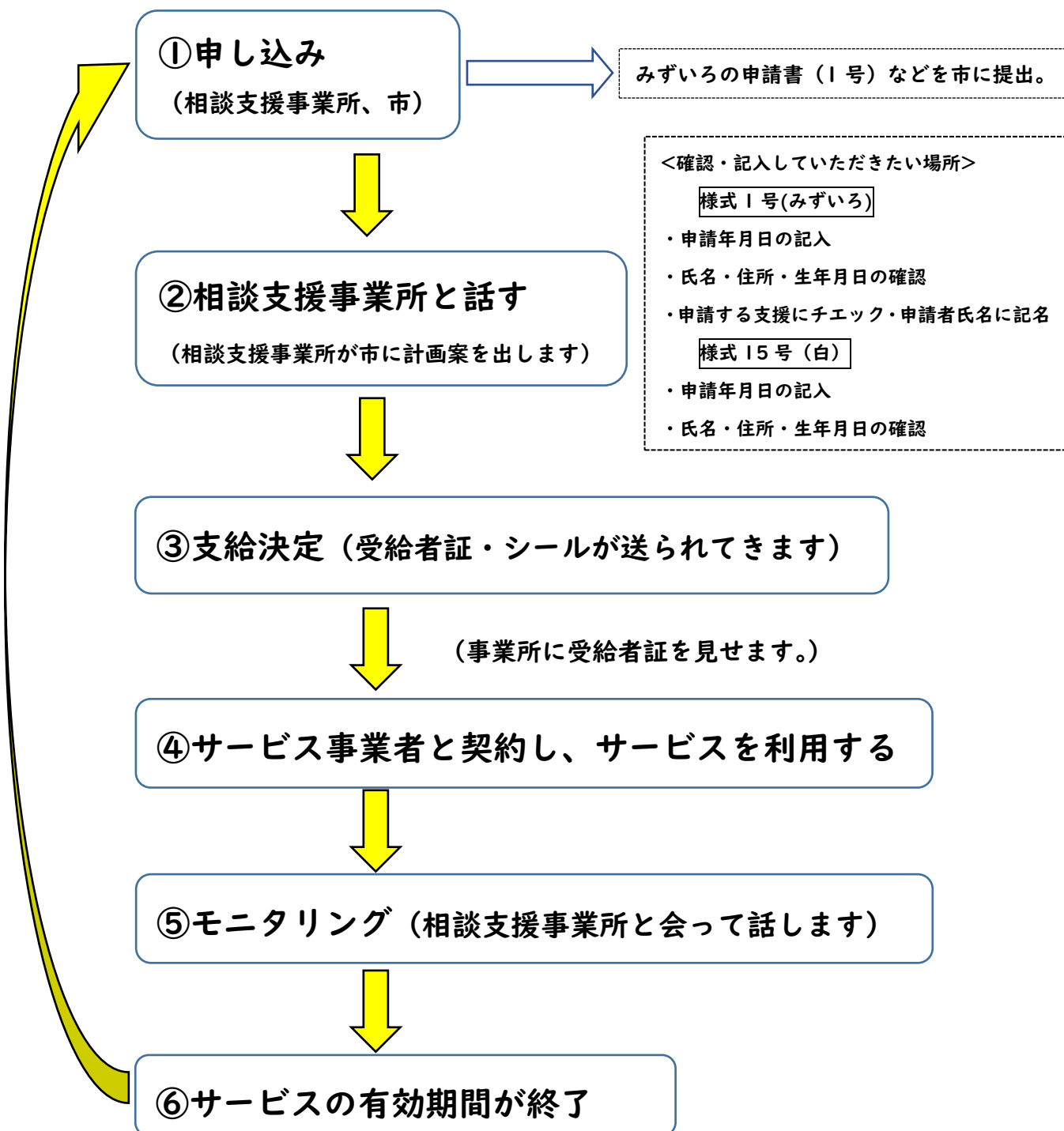
【その他】

- ※介護保険サービスの対象となる方は、介護保険の利用が優先します。
 - ※障害福祉サービスを利用した場合、利用者がサービスの利用料に応じて費用の1割を負担することになります。（世帯の所得に応じた月額負担上限が設定されています）
 - ・所得の認定範囲
18歳以上の障がい者…障がいのある方とその配偶者
障がい児…保護者の属する住民基本台帳での世帯全員
- ※施設サービスを利用する場合、食費、光熱費の実費は原則利用者負担になります。

★障害福祉サービスの利用手続き

障害福祉サービスの利用は相談支援事業所への相談、市（障害福祉係）への申請が必要です。

<障害福祉サービス利用の流れ>



★障害福祉サービスの内容

※「日中活動のサービス」、「住まいのサービス」、「お家で受けられるサービス」に分かれます。

○日中活動のサービス

療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をします。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的な活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のためにリハビリなどを行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した生活や社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のための訓練などを行います。
宿泊型自立訓練	居室の利用とともに、家事等の日常生活能力の向上の支援、生活などに関する相談や支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等で働くことが困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等で働くことが困難な人に働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約なし）
就労定着支援	一般企業等で働くようになった人に、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○住まいのサービス

施設入所支援 （障害者支援施設での 夜間ケアなど）	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。

○お家で受けられるサービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者あって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対して、外出時などに、移動に必要な情報提供(代筆、代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
重度障害者包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。
自立生活援助	施設や共同生活援助等を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的な居宅訪問を行うとともに、相談・要請に対しては、電話等による随時の対応もを行います。

○障害支援区分…区分 1～区分 6

※非該当の場合は、介護給付のサービスは利用できません。

※サービスの種類ごとに、利用可能な区分が異なります。

(詳細は、市社会福祉課障害福祉係にお問い合わせください)

※住まいのサービスを利用する人は、通いのサービスと組み合わせて利用できます。

○障害児通所支援・施設入所支援

児童発達支援	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族の支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 通所利用の障がい児に支援を行う、身近な療育の場です。
医療型児童発達支援	
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用予定の障がい児に、訪問により保育所等での集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
福祉型障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスを提供します。
医療型障害児入所支援	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に、保護、日常生活の指導や知識技能の付与及び治療を行うサービスを提供します。

○相談支援

計画 相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類などを定めたサービス等利用計画の作成や事業者との連絡調整等を行います。
	継続サービス利用支援	障害福祉サービスの利用状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行い、計画の変更や事業者との連絡調整等を行います。
障害児 相談支援	障害児支援利用援助	通所支援サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類などを定めた障害児支援利用計画の作成や事業者との連絡調整等を行います。
	継続障害児支援利用援助	通所支援サービスの利用状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行い、計画の変更や事業者との連絡調整等を行います。
地域 相談支援	地域移行支援	施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者の地域生活への移行に向け、相談や福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅で単身で生活する障がい者等と常時連絡が取れる体制を確保し、緊急時の相談等の支援を行います。

○地域生活支援事業

相談支援事業	<p>(1)相談支援 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。</p> <p>(2)市町村に基幹相談支援センターを設置 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制強化の取り組み等を行います。</p>
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します。
日常生活用具給付等事業	障がい者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付等により、日常生活の不便を解消し、自力で生活することを容易にします。 ※品目等は、お問い合わせください。
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	身体障がい者の社会参加や就労等のため、自動車運転免許取得と自動車の改造費用の一部を助成します。
移動支援事業 (外出サポート事業)	屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とし、居宅介護サービスのホームヘルパーにより、外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター	通所により、創作活動や生産活動の機会の提供、障がい者同士の交流の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	身体障がい者の自宅へ訪問し、在宅への入浴サービスを提供することにより、障がい者の身体の清潔保持及び心身機能の維持等を図ります。 (介護保険サービスを受けられない方。体幹、下肢機能障害 1・2 級、難病者等)
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を提供することにより、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、宿泊を伴わず、施設において入浴、排せつ又は食事等の介護や見守り等の支援を提供します。(障がい支援区分 1 以上の方)
生活サポート事業	介護給付費支給決定以外の人について、ホームヘルパーの派遣による家事援助を行い、在宅での自立した生活の促進を図ります。 (障害支援区分が非該当の方)
障害者相談支援事業	<p>(1)相談支援 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。</p> <p>(2)市町村に基幹相談支援センターを設置 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制強化の取り組み等を行います。</p>
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得するために奉仕員を養成します。
障害者移動支援事業	重度障がい者(児)、特別児童扶養手当 1 級の方に、市内間のタクシー利用での移動に係る初乗り料金を助成します。
安心生活支援事業	障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、緊急一時的な宿泊事業・体験的宿泊事業により地域活動への移行や定着を支援する。

○その他：給付・助成等

補装具費の支給	身体上の障がいを補うための用具の購入等に係る費用を給付します。 ・身体障害者手帳所持者（児童）、難病の方等 （盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、義肢、装具、座位保持装置、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす、起立保持具、頭部補助具、排便補助具）
軽度・中度聴覚障がい児支援事業	障害者手帳を持たない 18 歳未満の難聴児に対し、補聴器の購入費を助成し、早期からの言語発達やコミュニケーション能力の獲得及び学力向上を支援します。（購入費等の 2/3 を限度に助成）
在宅重度障害者住宅改造助成	在宅の重度心身障害のある方又は児童の生活環境の改善のために住宅設備等を改造する際の費用を助成します。 ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※在宅高齢者住宅改造助成事業の助成対象者でない方が対象です。 （補助対象経費上限額 60 万円、助成限度額 40 万円）
特別児童扶養手当	身体又は精神に政令で定める程度の障がいを有する 20 歳未満の児童を養育する方に支給されます。 （1・2 級で支給額が異なります）
障害児福祉手当	在宅で身体又は精神(知的)に政令で定める程度の重度の障がいを有するために、日常生活に常時の介護を要する 20 歳未満の児童に支給されます。 （年度で支給額が変更になる場合があります）
特別障害者手当	在宅で身体又は精神(知的)に政令で定める程度の重度の障がいを有するために、日常生活に常時、特別の介護を要する 20 歳以上の方に支給されます。 （年度で支給額が変更になる場合があります）
障害基礎年金	国民年金の加入者が 65 歳までに初診のある傷病のために、身体又は精神に重度又は中度の障がいを残したため、日常生活が制限される場合に支給されます。 （年度で支給額が変更になる場合があります）
心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者（65 歳未満）が加入し、保護者が死亡または重度障がいとなったときに、障がいのある方に対して終身一定額の年金が支給されます。 （任意加入制度、加入時期及び加入時の年齢により、月額掛金が異なります）
生活福祉資金の貸付	障がいのある方等の自立の促進と生活の安定を図るため、総合支援資金、福祉資金等の各種貸付制度があります。 （市社会福祉協議会へお問い合わせください）

○その他：手当て・年金等

自立支援医療 (更生医療)	障がい除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療費の一部を給付します。 ・身体障害者手帳所持者 (事前に申請が必要。所得等により月額負担上限額が設定されます)
自立支援医療 (育成医療)	障がい除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療費の一部を給付します。 ・身体障がいがある児童 (事前に申請が必要。所得等により月額負担上限額が設定されます)
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患での通院治療に係る医療費の一部を給付します。 ・精神障がいのある人や児童 (事前に申請が必要。所得等により月額負担上限額が設定されます)
重度心身障がい者 医療費給付事業	重度心身障がいのある人や児童に、各医療機関の窓口で支払われた医療費の自己負担金(保険診療分)相当額を助成します。 ・身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級 (医科+薬局の自己負担月額が 1,000 円以上の場合助成)

○障害者手帳

※障がいの種別に応じて、次の手帳があります。

身体障害者手帳	身体に障がいのある人がサービスを利用するために必要な手帳です。 移動の困難さに応じて、第 1 種と第 2 種に分かれます。(1~7 級) ※7 級単独では交付不可 ・視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障がいがある人。
療育手帳	知的障がいのある人が療育、援護を受け、サービスや優遇措置を受けやすくするための手帳です。(A1・A2・B1・B2) ・児童相談所(18 歳未満)、又は知的障害者更生相談所(18 歳以上)で知的障がいと判定された人。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある人がサービスや優遇措置を受け、自立と社会参加の促進を図るための手帳です。(1~3 級) ・統合失調症、双極性感情障がい、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいなど精神障がいのある人(知的障がいは含まない)。

★障害者手帳別サービス一覧

サービス名	身体障害者手帳							療育手帳					精神障害者 保健福祉手帳				備考
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	無	A1	A2	B1	B2	無	1 級	2 級	3 級	無	
自立支援給付 (福祉サービス) P4	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△：条件により○
地域生活支援事業 P9	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△：事業により異なる (要確認)
自動車運転免許取得 P9	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	上限額 10 万円 (手帳の所持が条件)
自動車改造助成 P9	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	上限額 10 万円
在宅重度障害者 住宅改造助成 P10	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	65 歳以上は対象外 高齢者住宅改造の利用 可
特別障害者手当 P10	日常生活に常時、特別の介護を要する人															調査、診断書等により 決定	
障害児福祉手当 P10	日常生活に常時介護を要する在宅の重度障がい児																
自立支援医療 P11	身体障害者手帳所持者															更生医療	
	身体障がいがある児童															育成医療（児童）	
	精神障がいのある人や児童															精神通院	
有料道路 通行料金割引	第 1 種○（自ら運転） 第 1 種○（介護者運転） 第 2 種○（自ら運転）						×	A：○ (介護者 運転)	×	×	×	×	×	×	×	×	事前に手続きが必要。 市町村にお問い合わせ 下さい。
バス運賃の割引	第 1 種○（本人と介護者） 第 2 種○（本人のみ）						×	A：○ (本人と介護者) B：○ (本人のみ)	×					1 級○ (本人と介護者) 2・3 級○ (本人のみ)	×	精神障害者保健福祉 手帳 ※顔写真付きで交付の 手帳の提示が必要 (県内)	
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	
NHK 放送受信料 免除（全額）	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	世帯全員が住民税 非課税の場合
NHK 放送受信料 免除（半額）	○	○	世帯主が視覚・聴 覚障がいの場合○				×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	重度障がい者が世帯主 で受信契約者の場合
自動車（軽自動車） 税の減免	○	○	△（障がい内容 による）				×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	所有者・運転者に より、条件あり
自動車取得税の減免	○	○	△（障がい内容 による）				×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	

*詳細は社会福祉課窓口（22-8290）に問合せ下さい。